

令和6年11月15日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 太田 幸雄

参事役 藤澤 孝至

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 清野 秀明

(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

職員の制裁(令和6年度上半期分)について

令和6年度上半期(令和6年4月～令和6年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、戒告処分については、原則半期ごとに一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	佐世保年金事務所 一般職(50代)	戒告	5月27日	厚生年金保険関係届書の処理を遅延等させていたもの
2	高岡年金事務所 一般職(50代)	戒告	7月8日	正当な理由なく欠勤を繰り返したもの

※ 被処分者の所属・役職は行為時のもの

以 上